

計画（素案）からの主な修正点

(1)本編

頁	素案	案
第3章 推進計画（第3期）の考え方		
14	3-1 社会の変化 （3）制度の充実 ① （略） （追記） （追記） ②「世田谷区手話言語条例」の施行 ③「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の施行 ④「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画」の策定	3-1 社会の変化 （3）制度の充実 ① （略） ②「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する施策の推進に関する法律」の施行 ③「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の施行 ④「世田谷区手話言語条例」の施行 ⑤「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」の施行、希望計画の策定
第4章 計画の基本理念、取組み方針、施策、取組み		
18	（新設） 4-1 基本理念 4-2 基本理念を実現する取組み方針 4-3 施策の体系	4-1 推進計画（第3期）の体系について <u>推進計画（第3期）では、これまでの取組みの底上げを図るとともに、第2期計画期間における課題や新たな社会の変化を踏まえ、計画の基本理念と基本理念を実現する3の取組み方針を新たに示し、取組み方針に基づく10の施策と34の取組みにより、だれもが公平・平等に社会参加できるまちづくりを進めていきます。</u> <u>なお、第1章1-4（2）の推進計画に定める事項 ①「生活環境の整備に関する目標」は「基本理念」「3の取組み方針」、②「生活環境の整備に関する重点施策」は「10の施策」、③「生活環境の整備に関する重要事項」は「34の取組み」としました。</u> 4-2 基本理念

	4-4 施策別の取り組み内容	4-3 取り組み方針 4-4 計画の体系図 4-5 施策別の取り組み内容
2 1	3 3 の取り組み 7-1, 2, 3 (略) (新設) 7-4 ユニバーサルデザインガイドラインの周知	3 4 の取り組み 7-1, 2, 3 (略) 7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行 7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知
2 2	施策1 ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進 施策の基本的な考え方 (1) 施設のユニバーサルデザイン整備推進 ・本庁舎・各総合支所を含む区公共施設について、災害時利用も踏まえ、ユニバーサルデザインの視点で整備を進めます。	施策1 ユニバーサルデザインによる区立施設の整備推進 施策の基本的な考え方 (1) 施設のユニバーサルデザイン整備推進 ・本庁舎は、災害時利用も踏まえ、ユニバーサルデザインの視点で整備を進めます。その他公共施設は、それぞれの施設規模と用途を踏まえ、災害時の対応を含めた利用者が使いやすい施設整備を進めます。
2 3	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進 (区民参加と協働) (追記) (略)	1-1 区立施設のユニバーサルデザイン整備推進 (区民参加と協働) ・本庁舎は、3期にわたる工事計画にあわせ、一部しゅん工した庁舎棟について、点検を実施し、設計以降の新たなニーズを検証の上、適宜、次期工事に反映させます。 (略)
2 4	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進 (追記) (略) ・既存学校では避難所となる体育館や教室などに段差なく移	1-2 区立小中学校のユニバーサルデザイン整備推進 ・改築学校ではユニバーサルデザイン推進条例に基づいた整備を行い、学びやすい環境整備を進めます。また、既存学校では改修の機会を捉え、建物構造に影響のない範囲内でバリアフリー改修を行います。 (略) ・改築学校ではマンホールトイレの整備や停電時に利用できる電源の確保、雨水

	動できるよう、順次対策を講じるとともに、改築学校ではマンホールトイレの整備や停電時に利用できる電源の確保、雨水などをトイレの排水に利用できるようにするなど、避難所としての活用を視野に入れた整備を進めます。	などをトイレの排水に利用できるようにするなど、避難所としての活用を視野に入れた整備を進めます。また、既存学校では避難所となる体育館や教室などに段差なく移動できるよう、改修の機会を捉え対策を講じます。
40	施策7 ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用 施策の基本的な考え方 (3) ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 多くの人がまちを快適に利用するための工夫や配慮を自分自身の暮らしに取り入れ実践していくヒントとなる啓発冊子等を発行・活用し、ユニバーサルデザインのまちづくりの必要性や心のバリアフリーの普及啓発を促進します。 (新設) (4) 情報や座れる場などのガイドラインの周知	施策7 ユニバーサルデザイン情報の蓄積・活用 施策の基本的な考え方 (3) ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 <u>だれもがまちを快適に利用するための工夫や配慮を、自分自身の暮らしに取り入れ実践していくヒントとなる啓発冊子等を発行・活用し、ユニバーサルデザインのまちづくりの必要性や心のバリアフリーの普及啓発を促進します。</u> <u>(4) 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行</u> <u>ユニバーサルデザインの家づくりの工夫や情報をまとめた冊子を発行・活用し、だれもが住み慣れた住まいに暮らし続けられるよう住宅の生活環境の質の向上を図ります。</u> <u>(5) 情報や座れる場などのガイドラインの周知</u>
43	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 ・多様な人が快適に利用するために工夫された施設や設備、また、<u>快適に暮らせる住宅等についてのユニバーサルデザイン</u>に繋がる幅広い情報を冊子等でテーマ毎に分かりやすく編集して発信し、<u>住宅イベント等</u>	7-3 ユニバーサルデザイン普及啓発冊子の発行 ・多様な人が快適に利用するために工夫された施設や設備のユニバーサルデザインに繋がる幅広い情報を、冊子等でテーマ毎にわかりやすく編集して発信し、様々なシーンで活用します。

	の様々なシーンで活用します。 <u>・家づくりに関する普及啓発冊子は、改修事例の紹介や改修支援情報などを掲載し、住宅のUD化を支援します。</u>	(削除)
4 4	(新設) 7-4 ユニバーサルデザインガイドラインの周知	7-4 住宅のユニバーサルデザイン情報冊子の発行 <u>・快適に暮らせる家づくりのヒントや改修事例の紹介、改修支援情報などをわかりやすく編集して発信し、高齢者・障害者の住宅のUD化を支援します。</u> <u>・住宅イベント等の様々なシーンで活用し、高齢者・障害者の住宅改修助成事業を周知していきます。</u> 7-5 ユニバーサルデザインガイドラインの周知
第5章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み		
6 0	5-1 施策の継続的な点検・評価・改善(スパイラルアップ) 第3期計画では、これまでの推進計画で実施してきた施策・事業のスパイラルアップ(点検・評価・改善)の取組みを再編成の上継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。 点検する10の施策については、各施策でPDCAサイクルを進めるとともに、「まちづくり」、「情報」、「参加・協働」に基づいてスパイラルアップさせ、基本理念を達成するために、区民の参加・協働の機会を捉え、幅広い視点からの意見を取り入れながら、行っています。	5-1 施策における取組みの継続的なスパイラルアップ(点検・評価・改善) <u>推進計画(第3期)では、これまでの推進計画で実施してきた点検・評価・改善の手順により、段階的・継続的な発展を目指したスパイラルアップを行うことで、ユニバーサルデザインの質の向上を図り、基本理念の達成を目指します。</u> <u>具体的には、各施策における取組みについては、担当所管課で点検・自己評価(Check)を行います。そして、ユニバーサルデザイン環境整備審議会からの意見を踏まえ、改善(Action)した計画(Plan)を立て、実行(Do)するPDCAサイクルで進めます。</u> ・図5-1 修正
6 2	5-3 区、区民、事業者(商店、鉄道事業者等)及び区内活動団体(N	5-3 <u>推進計画全体の基本理念を達成するため、区、区民、事業者(商店、鉄道事業者</u>

	P O、地域活動団体等)が連携・協働し、ユニバーサルデザインの推進、普及啓発に努めます。	等)及び区内活動団体(N P O、地域活動団体等)が連携・協働し、 <u>幅広い視点からの意見を取り入れながら、ユニバーサルデザインの推進、普及啓発に努めます。</u>
--	--	--

(2)その他

資料編 用語集の内容の修正等